

高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年温室効果ガス排出削減目標の達成に貢献するため、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号）に規定する脱炭素先行地域づくり事業（民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について2030年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域等として、環境省が選定した地域等において実施される事業をいう。）として本市が予算の範囲内において実施する高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、高松市補助金等交付規則（昭和54年高松市規則第12号。以下「市補助金規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 補助対象事業 本市の脱炭素先行地域の対象地域内において実施する、地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（脱炭素先行地域づくり事業）（以下「事業計画」という。）に掲げる事業をいう。
- （2） 補助事業者 この要綱に基づき、補助金の交付を受けて補助対象事業を実施する者をいう。
- （3） 法定耐用年数 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）を勘案して、環境大臣が別に定める期間をいう。
- （4） 再エネ100％電力 再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱）によって発電された電力（小売電気事業者等の再エネメニューの活用又は再エネ等電力証書（地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における調整後排出量の算定・報告に利用可能な国内認証排出削減量・海外認証排出削減量）の活用による調

達を含む。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、補助対象事業を行う者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市の脱炭素先行地域づくり事業の共同提案者
- (2) 前号に規定する者の完全子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第847条の3第2項第2号に規定する完全子会社等をいい、同条第3項の規定により完全子会社等とみなされるものを含む。）である会社
- (3) 太陽光発電設備の設置がP P A契約であるときは、P P A事業者のうち発電事業を実施する者
- (4) その他事業計画における事業実施主体となる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助金の交付対象としない。

- (1) 申請者が納付すべき区市町村税に滞納がある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員
- (4) 前2号に該当する暴力団又は暴力団員と密接な関係のある法人、団体又は個人

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象事業は、次に掲げるものとし、別表第1に定める事業内容とする。

- (1) 再エネ設備整備 太陽光発電設備導入（ただし、事業計画に基づき市内のため池において導入するものは、発電設備とため池の一体的な保全管理及び発電事業収益の一部を地域に還元すること等の地域貢献事業を同時に実施する地域共生型とすること。また、地域貢献事業の内容は、あらかじめ、本市、ため池の管理者及び所有者並びにため池の存する地域等と協議の上で決定すること。）
- (2) 省C O 2等設備整備
 - ア 高効率空調機器導入

イ 高効率照明機器導入（ただし、事業計画に基づき当該設備を導入する建物は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号）第２７条に基づく省エネルギー性能表示（BELS等、第三者認証を受けているものに限る。）において「ZEB Ready」以上の省エネルギー性能評価の認証を取得すること。）

２ 補助金の交付対象事業は、前項に該当し、かつ、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- （１） 本市の脱炭素先行地域の対象地域内において実施するものであること。
- （２） エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- （３） 各種法令等に遵守した設備であること。
- （４） 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
- （５） 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてＪークレジット制度への登録を行わないこと。
- （６） 整備する設備にかかる調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り交付対象に含めることとし、その交付率は当該設備整備の交付率と同じとする。
- （７） 市長は、補助対象事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業者に納付させることができる。
- （８） 補助事業者は、補助対象事業を実施するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- （９） 補助事業者は、補助対象事業として本市の脱炭素先行地域の対象地域内の施設等に資産を形成する場合であって、使用電力が民生部門に該当する場合には、当該施設等において２０３０年度までに電力消費に伴うＣＯ２排出実質ゼロを実現するため、再エネ１００％電力を導入し、また、

2030年度末まで継続しなければならない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2に規定する経費とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

（補助金の額）

第6条 補助率及び補助上限額は、別表第1に定める交付率等のおりとする。ただし、同一の交付対象設備に対して、この補助金と他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を併用することはできない。

2 前項に基づき算出した補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、市長が別に定める日までに、高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、この要綱に適合し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付を決定し、高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によりその旨を補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金交付の決定を行うにあたって、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査等の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、不交付を決定し、高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりその旨を補助事業者へ通知するものとする。

（補助対象事業の開始の承認申請）

第9条 十分な工期確保のため補助対象事業の早期着手が必要な場合等、やむ

を得ない事由により第8条第1項の規定による通知日前に補助対象事業を開始しようとする場合、補助事業者は、高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金事業開始承認申請書（様式第4号）に別表第4に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、当該書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、内容等が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、この要綱に適合し、事業を開始することが適当と認めたときは、事業開始の承認を決定し、高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金事業開始承認通知書（様式第5号）によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により事業開始の承認を決定するにあたって、必要な条件を付することができる。

4 市長は、第2項の審査等の結果、事業を開始することが不適当であると認めたときは、事業開始の不承認を決定し、高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金事業開始不承認通知書（様式第6号）によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

5 補助事業者は、第2項の規定による通知日以降（事業開始承認通知日の属する年度の翌年度以降にあたっては、本市が通知する日以降）に、補助対象事業を開始することができる。ただし、次条第3号又は第4号に該当する場合はこの限りでない。

（補助対象事業の開始）

第10条 補助対象事業の開始日は、補助事業者が補助対象事業に係る契約を締結した日又は工事に着手した日のいずれか早い方とし、原則として第8条第1項の規定による通知日以降としなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

（1） 補助事業者が、第9条第2項の規定による通知を受けた場合

（2） 前年度以前に第8条第1項の規定による通知又は第9条第2項の規定による通知を受けた補助対象事業について、本市からの通知を受けた場合

（3） 事業計画に掲げる各事業の各年度における中国四国地方環境事務所長の市長への交付決定通知日以降に、当該補助対象事業を開始する場合

(4) 市長が別に定める期間に補助対象事業を開始する場合

(補助対象事業等の変更)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金変更承認申請書（様式第7号）に、申請内容の変更に係る書類及びその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助対象事業の内容又は経費の配分を変更しようとするとき（ただし、軽微な変更を除く。）

(2) 補助金の交付決定額に影響を及ぼす事項について変更しようとするとき（ただし、交付決定額から減額となる軽微な変更を除く。）

(3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合（ただし、交付決定通知日が属する年度の2月20日（その日が高松市の休日を定める条例（平成元年高松市条例第4号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、これらの日の翌日）までに第13条に規定する実績報告書を提出できる場合は、この限りでない。）

(4) その他、市長が必要と認めるとき

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、その結果について、高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金変更承認通知書（様式第8号）又は高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金変更不承認通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認の決定を行うにあたって、必要に応じて、交付決定の内容の変更若しくは取消をし、又は条件を付することができる。

4 補助事業者は、第1項各号に該当しない軽微な変更をしようとする場合は、遅延なく市長に報告のうえ、第13条に規定する実績報告書に記載することにより、高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金変更承認申請書の提出に代えることができる。なお、軽微な変更とは、補助金の目的の達成に実質的に支障がない事項の変更をいう。

(補助対象事業等の中止又は廃止)

第 1 2 条 補助事業者は、補助金の交付の決定があった後、補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第 1 0 号）に申請内容の廃止に係る書類及びその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、中止（廃止）の承認の可否を決定し、その結果について、高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金中止（廃止）承認通知書（様式第 1 1 号）又は高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金中止（廃止）不承認通知書（様式第 1 2 号）により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認の決定を行うにあたって、必要に応じて条件を付することができる。

（実績報告）

第 1 3 条 補助事業者は、交付決定を受けた補助対象事業が完了したときは、完了した日から起算して 6 0 日以内又は交付決定通知日が属する年度の 2 月 2 0 日（その日が休日に当たるときは、これらの日の翌日）のいずれか早い日までに、高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金実績報告書（様式第 1 3 号）に別表第 5 に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由によって、期限までに提出することができない見込みとなった場合は、速やかに市長に報告のうえ、別途市長の指示に従うこと。

（交付指令等）

第 1 4 条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該書類の審査、必要に応じて行う現地調査その他の方法により、補助対象事業の実績が補助金の交付の決定の内容（第 1 2 条第 2 項に基づく中止又は廃止の承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付指令書（様式第 1 4 号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、当該補助事業等の完了前に高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金等交付指令書（様式第 1 5 号）により補

助事業者に通知し、補助金等の全部又は一部を概算交付することができる。

（補助金の交付等）

第15条 前条の規定により交付の指令の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、本市の指定する請求書により速やかに市長に対し補助金の交付の請求をし、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前条第2項の規定による補助金等の概算交付を受けたときは、第13条の規定による実績報告書の提出をした日から5日以内（その期間の末日が休日に当たるときは、これらの日の翌日を末日とする。）に精算をしなければならない。

（交付決定の取消等）

第16条 市長は、第12条第1項の規定による申請書の提出があったとき又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき

（2） 補助金を他の用途に使用したとき

（3） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

（4） 第3条第2項各号のいずれかに該当すると判明したとき

（5） 前各号に掲げるもののほか、法令、条例、市補助金規則若しくはこの要綱の規定に違反したとき又は法令、条例、市補助金規則若しくはこの要綱に基づく市長の指示に従わなかったとき

2 市長は、前項各号のいずれかに該当する取消をした場合は、当該補助対象設備以外の補助対象設備の交付決定についても全部又は一部を取り消すことができる。

3 前2項の規定は、補助対象事業について補助金の交付の指令があった後においても適用があるものとする。

4 市長は、第1項又は第2項に規定する取消をした場合において、補助対象事業の当該取消に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助事業者はその返還を命ずるものとする。

- 5 市長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 6 第4項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、市長は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（財産の管理及び処分の制限）

- 第17条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、法定耐用年数の間、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助金の交付を受けて設置した取得財産等（取得価格が単価50万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産に限る。）は、市長の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）してはならない。ただし、法定耐用年数を経過した場合はこの限りでない。
- 3 補助事業者は、前項に規定する取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金財産処分承認申請書（様式第16号）を市長に提出し、高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金財産処分承認通知書（様式第17号）による承認を受けなければならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続きについては、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）の例による。また、市長は、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、市長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

（事情変更による交付決定の取消等）

第18条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうち既に執行した場合におけるその執行に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者が補助対象事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助対象事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助対象事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

（関係書類の保管）

第19条 補助事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助対象事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について法定耐用年数を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補助事業者の責務）

第20条 補助事業者は、次の各号に掲げる責務を負う。

(1) 補助対象設備の使用状況、先行地域内の施設等の電力使用量及びその他必要な事項に関して、市が実施する調査に協力すること。

(2) 本市の脱炭素先行地域づくり事業の各種取組について、市長が協力を求めるときは、これに協力するよう努めること。

(3) 補助対象事業の内容について、市がゼロカーボンシティ実現に向けた啓発を目的とした広報活動に利用することに協力すること。

(4) 補助対象事業に関する報告会等市が主催するイベントへの参加に協力すること。

(状況報告等)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、補助対象事業の遂行状況に関する報告をさせ又は検査を行うことができる。

2 補助事業者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年9月25日から施行する。

別表第 1（第 4 条、第 6 条関係）

（1） 再エネ設備整備 太陽光発電設備導入

交付率	2 / 3 以内
交付要件	a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 b 設置場所の積載荷重が 10 kg / m² 以下相当でないこと。 c I P 通信を用いる製品を使用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）によるセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（J C - S T A R）において、★ 1 以上の適合ラベルを取得した製品を原則使用すること。 d 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「F I T」という。）の認定又は F I P（F e e d i n P r e m i u m）制度の認定を取得しないこと。 e 電気事業法（昭和 39 年法律第 107 号）第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 f 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら F I T の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（a）～（1）をすべて遵守していることを確認すること。 （a） 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケー

ションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。

(b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

(c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。

(d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。

(e) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。

(f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

(g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

(h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

(i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で

予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。

(j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。

(k) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

(l) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。

g PPAの場合、PPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の9/10とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

h リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相

当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

i 次の(a)～(c)のいずれかを満たすこと。

(a) 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、業務用については、当該需要家が消費する電力量を含めて50%以上を脱炭素先行地域内で消費することとし、当該需要家が消費しない再エネ電力については、(c)に準じること。

(b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。

(c) 本事業により脱炭素先行地域に導入した再エネ発電設備で発電した電気を、系統を用いて脱炭素先行地域内に供給する場合については、供給先を提案者又は共同提案者である地方公共団体内の脱炭素先行地域内の需要家（当該再エネ発電設備と同一都道府県内の需要家に限る。）に限定し、原則脱炭素先行地域内で消費すること（(a)及び(b)の場合を除く。）。ただし、発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力（※）が生じ、脱炭素先行地域内で消費できずに域外に売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新や脱炭素先行地

	域の実現のための費用に充てること。 ※ 発電量の30%以内とする。
--	---

(2) 省CO₂等設備整備

ア 高効率空調機器導入

イ 高効率照明機器導入

交付率	2 / 3 以内
交付要件	【共通】 a 民生部門の電力需要家において、設備の稼働に伴い、電力を使用する場合は、当該設備における想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続するものであること。ただし、再エネ発電設備が設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分を再エネ電力証書（グリーン電力証書、再エネ電力由来J-クレジット、FIT非化石証書又は非FIT非化石証書（再エネ指定））の購入又は再エネ電力メニューからの調達で補うことができることとする。 【高効率空調機器：bを満たすこと】 b 従来の空調機器等に対して省CO₂効果が得られるもの。 【高効率照明機器：c及びdを満たすこと】 c 調光制御機能を有するLEDに限る。（ただし、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設のLED照明の場合はこの限りではない。） d 以下の固有エネルギー消費効率（lm/w）の基準値を満たすこと。 光源色が昼光色・昼白色・白色：100以上 光源色が温白色・電球色：50以上

別表第 2（第 5 条関係）

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の 2 省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事

		業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金（1.35万円／kWを上限とする。））
（間接工事費）	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、②準備、後片付け整地等に要する費用、③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、④技術管理に要する費用、⑤交通の管理、安全施設に要する費用
	現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
	一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の

			購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合において、これに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。 P P A 契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直

			接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

別表第 3（第 7 条関係）

補助対象事業	書類
共通	(1) 事業計画書（別紙 1） (2) 事業費内訳表（別紙 2） (3) 誓約書（別紙 3） (4) 【申請者と設置場所所有者が異なる場合】設備設置に関する同意書（別紙 4） (5) 申請者が納付すべき区市町村税に未納がないことの証明書又はその写し（滞納がないことの証明書、完納証明書等）（発行日から 3 か月以内のもの） (6) 本人確認書類（申請者が個人の場合は、住民票の写し又はこれに代わるもの、法人等の場合は、現在事項又は履歴事項証明書の写し若しくはこれに代わるもの。いずれも発行日から 3 か月以内のもの） (7) 設備を導入する建物にかかる全部事項証明書又はその写し（発行日から 3 か月以内のもの。新築する建物への設置等により建物に係る全部事項証明書を取得できない場合は、設置場所の土地に係る全部事項証明書） (8) 補助対象経費が把握できる見積書等の写し（比較見積りをした場合、2 社以上の見積書。入札を行った

	場合、入札の結果が分かる書類) (9) CO₂削減効果の算定根拠資料 (10) 予定工程表又はこれに代わるもの (11) 補助対象設備の仕様書又はカタログ (12) 補助対象設備を導入する施設が分かる地図 (13) 補助対象設備の設置図等（平面図、機器配置図、システム系統図、及び単線結線図等）又はこれに代わるもの (14) 【設備を入れ替える場合】既設設備の仕様書又はカタログ若しくはこれに代わるもの (15) 施工前の写真（既に設置している設備を入れ替える場合は、既設設備の撤去前の写真） (16) 【入札又は2者以上の見積りが行えない場合】入札又は2者以上の見積りが行えないことに係る理由書 (17) その他申請に必要と認める書類
太陽光発電設備	(1) 「年間の想定発電量」、「年間の想定自家消費電力量」及び「高松市脱炭素先行地域内での年間の想定電力消費量（業務用の場合）」の根拠資料 (2) 【PPA又はリース契約の場合】サービス料金又はリース料金から補助金相当分が控除されていることが分かる書類 (3) 【IP通信を用いる製品を使用する場合】独立行政法人情報処理推進機構（IPA）によるセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-S-TAR）において、★1以上の適合ラベルを取得した製品であることが確認できる書類 ※やむを得ず適合外製品を使用する場合は、その理由を記載した理由書 (4) 【事業計画に基づき市内のため池において導入す

	る場合】地域貢献事業の計画
高効率照明設備	以下①～③のいずれかの機能を有するLEDであることが分かる資料 ① スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する。） ② 明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する。） ③ 在／不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する。）

別表第4（第9条関係）

補助対象事業	書類
共通	(1) 事業計画書（別紙1） (2) 事業費内訳表（別紙2） (3) 【申請者と設置場所所有者が異なる場合】設備設置に関する同意書（別紙4） (4) 補助対象経費が把握できる見積書等の写し（比較見積りをした場合、2社以上の見積書。入札を行った場合、入札の結果が分かる書類） (5) 予定工程表又はこれに代わるもの (6) 補助対象設備の仕様書又はカタログ (7) 補助対象設備を導入する施設が分かる地図 (8) 補助対象設備の設置図等（平面図、機器配置図、システム系統図、及び単線結線図等）又はこれに代わるもの

	(9) 【設備を入れ替える場合】既設設備の仕様書又はカタログ若しくはこれに代わるもの (10) 施工前の写真（既に設置している設備を入れ替える場合は、既設設備の撤去前の写真） (11) 【入札又は2者以上の見積りが行えない場合】入札又は2者以上の見積りが行えないことに係る理由書 (12) その他申請に必要と認める書類
太陽光発電設備	(1) 「年間の想定発電量」、「年間の想定自家消費電力量」及び「高松市脱炭素先行地域内での年間の想定電力消費量（業務用の場合）」の根拠資料 (2) 【P P A又はリース契約の場合】サービス料金又はリース料金から補助金相当分が控除されていることが分かる書類 (3) 【I P 通信を用いる製品を使用する場合】独立行政法人情報処理推進機構（I P A）によるセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（J C - S T A R）において、★1以上の適合ラベルを取得した製品であることが確認できる書類の写し ※やむを得ず適合外製品を使用する場合は、その理由を記載した理由書 (4) 【事業計画に基づき市内のため池において導入する場合】地域貢献事業の計画
高効率照明設備	以下①～③のいずれかの機能を有するL E Dであることが分かる資料 ① スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する。） ② 明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御す

	る。) ③ 在／不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する。)
--	---

別表第 5（第 13 条関係）

補助対象事業	書類
共通	(1) 事業費内訳表（別紙 2） (2) 支払いを証明する書類（領収書等）の写し (3) 契約書等の写し (4) その他報告に必要と認める書類
太陽光発電設備	(1) 補助対象設備の設置後の写真 (2) 【交付申請時から変更がある場合】導入設備の実際の設計図（平面図、機器配置図、システム系統図、及び単線結線図等）又はこれに代わるもの (3) 太陽電池モジュールの公称最大出力及びパワーコンディショナの定格出力が分かる書類の写し (4) 【PPA 又はリース契約の場合】法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類 (5) 【事業計画に基づき市内のため池において導入した場合】地域貢献事業の実施を確認できる書類の写し
高効率空調機器	(1) 補助対象設備の設置後の写真 (2) 【交付申請時から変更がある場合】導入設備の実際の設計図又はこれに代わるもの (3) 補助対象設備の能力が分かる書類の写し
高効率照明機器	(1) 補助対象設備の設置後の写真 (2) 【交付申請時から変更がある場合】導入設備の実際の設計図又はこれに代わるもの

(3) 補助対象設備の能力が分かる書類の写し

(4) 当該設備を導入した建物が、省エネルギー性能表示（BELS等、第三者認証を受けているものに限る。）において「ZEB Ready」以上の省エネルギー性能評価の認証を得ていることが分かる書類の写し